



新型コロナウイルス感染症

岐阜県
高山市

「第6波」非常事態宣言発令中

まん延防止等重点措置区域の指定を受けて

(1) 感染防止対策の徹底

① 基本的な感染防止対策の継続

・オミクロン株に対しても、これまで同様、以下の「**基本的感染防止対策**」の徹底を継続

- マスク着用（不織布マスクで隙間なくフィット）
- 手指衛生（頻繁な手洗い、消毒）
- 密回避（密閉・密集・密接のどれか一つでも回避）
- こまめに換気（換気扇の常時稼働や窓・扉の開放による1時間に2回以上の換気）
- 体調管理（体調不良時には出勤・通学・出張・旅行を含む全ての行動をストップ）

・感染リスクが高まる以下の「**5つの場面**」の回避

- 飲酒を伴う懇親会等（注意力が低下する、大声になりやすい）
- 大人数や長時間に及ぶ飲食（2次会・3次会、深夜のはしご酒等）
- マスクなしでの会話（車やバスでの移動の際も要注意）
- 狭い空間での共同生活（寮の部屋やトイレなど共用部分は要注意）
- 居場所の切り替わり（休憩室、更衣室、喫煙室等は要注意）

② 移動

- ・まん延防止等重点措置区域など感染拡大地域をはじめ、**不要不急の都道府県間の移動は極力回避**。やむなく移動する場合は、極力日帰りとし、出発前及び帰宅時の検査受検を推奨。
- ・混雑した場所や感染リスクが高い場所への**外出は自粛**。

③ 飲食

- ・20時以降、飲食店にみだりに出入りしない。
- ・感染防止対策が徹底されていない飲食店の利用は避けて、「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー取得店舗（第三者認証店）」を利用し、**マスク会食**（食事中は静かに。会話はマスク着用。）を徹底。
- ・自宅含め、**普段会わない人**との会食を回避し、かつ**大人数・長時間**の飲食を避ける（4人まで、2時間以内が目安）。
- ・飲食店等では、同一グループの同一テーブルでの**5人以上**の会食を回避。
- ・飲食店等においては、第三者認証取得を奨励し、感染防止対策の遵守状況に係る見回り現地調査及び遵守状況に応じた認証取消しを実施。

飲食店等への時短営業等の要請に伴う協力金(第9弾)については、早期支給分の申請受付が始まっています。(申請期間:2月10日まで) なお、申請された方は、要請期間終了後、再度本申請する必要があります。また、早期支給申請を行わず、要請期間終了後の本申請でまとめて申請することも可能です。早期申請の支給額や申請手続等の詳細は岐阜県のホームページをご覧ください。

(2) B C P(事業継続計画)の徹底

- ・あらゆる事業所において、組織内感染やクラスター発生等により、大幅に事業活動が低下することを想定した**B C Pを再確認**（未策定の場合は、**早急に策定**）。
- ・事業所ごとに「**ぎふコロナガード**」（感染対策を監視し、健康状態を確認する責任者）を指定し、感染防止対策の**全従業員への教育と現場点検**を徹底。
- ・業種別ガイドラインの遵守。
- ・在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、**出勤者数を削減**するとともに、時差出勤、自転車通勤等により、**人との接触機会を低減**。

「事業復活支援金」申請受け付け始まる

◎ **申請期間**：令和4年1月31日(月)～5月31日(火)

◎ **対象者**：①と②を満たす中小法人・個人事業者

① **新型コロナウイルス感染症の影響**を受けた事業者

② 2021年11月～2022年3月の**いずれかの月(対象月)の売上高**が
2018年11月～2021年3月までの間の**任意の同じ月(基準月)の売上高**と比較して
50%以上または30%以上50%未満減少した事業者

◎ **給付額**：中小法人等 上限最大 **250万円** 個人事業者等 上限最大 **50万円**

給付額 = (基準期間※1の売上高) - (対象月の売上高 × 5)

※1 2018年11月～2019年3月 / 2019年11月～2020年3月 / 2020年11月～2021年3月のいずれかの期間 (基準月を含む期間であること)

新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援策で得た給付金・補助金等の取扱い

給付金・補助金等は各月の事業収入から除外しますが、対象月中に地方公共団体による**時短要請等**に応じて、それに伴う**協力金等を受給する場合は**、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の**事業収入に加えます** (給付額の算定においても同じ)。

給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高※2 1億円以下	年間売上高※2 1億円超～5億円以下	年間売上高※2 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上～50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

新型コロナウイルス感染症の影響とは

次のいずれかによる影響を受けて売上減少している方が対象となります

- ① 国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
- ② 国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止
- ③ 消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行
- ④ 海外の都市封鎖その他コロナ関連規制
- ⑤ コロナ関連の渡航制限等による海外渡航者や訪日渡航者の減少
- ⑥ 顧客・取引先が①～⑤、⑦～⑨のいずれかの影響を受けたこと
- ⑦ コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限
- ⑧ 国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
- ⑨ 国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請

影響を受けたことについて、裏付けとなる書類の提出を求められることがあります。

◎ 申請方法 (高山南商工会会員の方の場合)

☆ 一時支援金または月次支援金を既に**受給された**方は、マイページから申請 (事前確認不要)

☆ 一時支援金および月次支援金を**受給していない**方は、①から③のステップで申請

- ① 復活支援金事務局のホームページの仮登録画面から、メールアドレスや電話番号等を入力し、**申請IDを取得**
- ② 高山南商工会に電話で予約のうえ、**事前確認**を受ける
- ③ マイページから申請



事業復活支援金

検索

◎ 申請書類 (上記の申請方法で申請される方の場合)

- ① **履歴事項全部証明書 (法人)** または運転免許証などの**本人確認書類 (個人)**
- ② 收受日付印の付いた2019年(度)、2020年(度)及び選択する基準期間を全て含む**確定申告書類の控え**
- ③ 対象月の**売上台帳等**
- ④ 振込先の**通帳** (通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ)
- ⑤ 代表者または個人事業者等本人が自署した**宣誓・同意書**

※このほかにも必要な書類がある場合があります (詳しくはホームページを確認してください)

◎ **相談窓口** 0120-789-140 IP電話専用 030-6834-7593 (受付時間 8:30～19:00)

インボイス制度(適格請求書等保存方式)の概要 (その3)

適格請求書の記載事項

- 適格請求書の様式は、法令や通達等で定められていません。必要な事項が記載されたものであれば、名称を問わず、また手書きであっても、適格請求書に該当します。
- 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食業、タクシー等に係る取引については、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することができます。

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜又は税込）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

(株)〇〇御中 ← ⑥

△△商事(株)
登録番号 T012345... ← ①

11月分 131,200円 ①

××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	牛肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
	...	
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

② → * 軽減税率対象

適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜又は税込）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※
又は適用税率

スーパー〇〇
岐阜県高山市...
登録番号 T012345... ← ①

××年11月30日 ②

領収書

ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
(内 消費税額)		¥24
10%対象		¥550
(内 消費税額)		¥50
お預り		¥1,000
お釣り		¥126

* 軽減税率対象

⑤ どちらかを記載
※両方記載することも可能

- ⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」に1円未満の端数が生じる場合には、一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理を行います。※端数処理は「切上げ」「切捨て」「四捨五入」など任意
- したがって、「税率ごとに区分して合計した対価の額」に税率を乗じるなどして、計算することになります。

☆消費税の端数処理の例

日付	品名	数量	単価	税抜金額	消費税率
11/2	トマト	83	167	13,861	8%
11/2	ピーマン	197	67	13,199	8%
11/10	花	57	77	4,389	10%
11/10	肥料	57	417	23,769	10%

- ・例えば、左表のような売上の場合、税率ごとに個々の商品に係る税抜金額を合計すると
→ 8%対象：27,060円（税抜）
10%対象：28,158円（税抜）
- ・それぞれ、消費税額を計算
税率ごとに端数処理(今回は四捨五入)1回ずつ
→ 8%対象：27,060×8/100=2,164.8→2,165円
10%対象：28,158×10/100=2,815.8→2,816円
⇒請求書に記載する消費税額は4,981円となります

☆☆インボイス制度に関するお問合せ先☆☆

消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター

0120-205-553

(平日9:00~17:00)

岐阜県商工会連合会職員募集

岐阜県商工会連合会では、次のとおり令和4年4月1日採用の職員を募集しています。

職 種：経営指導員

人 数：3名

勤務地：岐阜県内商工会・岐阜県商工会連合会

条件等：岐阜県商工会連合会ホームページに掲載

<https://www.gifushoko.or.jp/recruit1206-2/>

業務改善助成金特例コースが創設

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、生産性向上等に役立つ設備投資等を行う場合にその一部が助成されるものです。(申請期限：令和4年3月31日)

助成額：最大100万円(助成率3/4)

※ R3.7.16～12.31の間に事業場内最低賃金を30円以上引き上げていることが条件です。

事業に活かせる各種セミナー・講座のご案内

受講無料

事業承継対策セミナー

円滑な事業承継に向け、第一歩を踏み出しましょう

今の事業をどう次の世代に引き継いでいくか。多くの経営者の皆さんが事業承継について不安、お悩みを抱えておられます。

このセミナーは、事業承継にお悩みの経営者の方はもちろん、まだ事業承継をお考えでない経営者の方にも課題として認識していただき、行動に移していただく趣旨で開催するものです。

日時：3月18日(金)13:30～15:30

会場：岐阜商工会議所大ホール

(同時にZoomによるオンライン開催)

講師：(株)バトンズ代表取締役社長兼CEO 大山敬義 氏

演題：中小・小規模事業者に使える！

岐阜県で事業承継を成功させる方法

申込：3月9日(水)までに、次のURLから申込み

<https://www.gshc.jp/docs/2022011200017/>

主催：岐阜県事業承継・引継ぎ支援センター

商品マーケティングセミナー

～国内・海外の事例から学ぶ！～

地方発ヒット商品の作り方

国内外の事例紹介を通じて「地方発」だからこそできるブランド構築の考え方や価値の発掘・創出方法・商品のPR方法について解説します。

オンライン開催 (Zoom使用)

日時：2月22日(火) 14:00～15:45

講師：元「日経トレンディ」編集長 北村 森 氏

申込：2月18日(金)までに次のURLから申込み

[https://www.gpc-](https://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2022011701/index.asp)

[gifu.or.jp/topics/2022011701/index.asp](https://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2022011701/index.asp)

主催：岐阜県産業経済振興センター

はじめてのクラウドファンディング

知識ゼロでも明日立ち上げられる！

優しい基礎と実践応用

クラウドファンディングの活用は、資金調達幅を広げるだけでなく、新規事業の広告・PRや、テストマーケティングの手段にも有効な手法となっています。

このたび、県では、創業やソーシャルビジネスなどへの挑戦を促進するため、クラウドファンディングに関する入門者向けセミナー・相談会を開催しますので、参加者を募集します。

日時：2月26日(土)・3月9日(水)13:30～15:30

どちらの日程も同じ内容です

終演後(15:30～)希望者のみ個別相談会開催

会場：長良川国際会議場

(同時にZoomによるオンライン開催)

講師：(株)CAMPFIRE 照井翔登 氏

申込：次のURLから申込み

<https://zfrmz.com/GYVUjSC6xqh96B4euNnu>

締切：2/26開催分⇒2/21(月) 3/9開催分⇒3/3(木)

主催：岐阜県 商業・金融課

第5回モノづくりセミナー

ウィズコロナ時代の働き方改革と助成金活用法
～選ばれる定着率の良い企業になるために～

ウィズコロナ時代において、起業が必要な人材を確保する際に、選ばれる企業となるため、働き方改革による職場づくりが求められています。このセミナーでは、人材確保に向けた取り組み方法、法改正への実務対応、働き方改革における生産性向上のための設備導入に関する各種助成金について解説します。

オンライン開催 (Zoom使用)

日時：2月25日(金) 13:30～14:30

講師：モノづくりコーディネーター 久野昇一 氏

申込：2月22日(火)までに次のURLから申込み

[https://www.gpc-](https://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2022011702/index.asp)

[gifu.or.jp/topics/2022011702/index.asp](https://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2022011702/index.asp)

主催：岐阜県産業経済振興センター

高山南商工会

<https://www.gifushoko.or.jp/takayamaminami/>

本 所 ☎52-3460

e-mail:t-minami@ml.gifushoko.or.jp

朝日支所 ☎55-3529